

令和5年白老町議会全員協議会会議録

令和5年5月12日（金曜日）

開 会 午前11時43分

閉 会 午後 0時32分

○議事日程

1. 白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例について
 2. 白老町手話言語条例について
-

○会議に付した事件

1. 白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例について
 2. 白老町手話言語条例について
-

○出席議員（12名）

1番 久保一美君	2番 吉谷一孝君
3番 貳又聖規君	4番 佐藤雄大君
5番 西田祐子君	7番 森哲也君
8番 大淵紀夫君	10番 小西秀延君
11番 及川保君	12番 長谷川かおり君
13番 氏家裕治君	14番 松田謙吾君

○欠席議員（1名）

6番 前田博之君

○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	竹 田 敏 雄 君
生活環境課長	三 上 裕 志 君
生活環境課主査	浦 木 学 君
健康福祉課長	渡 邊 博 子 君
健康福祉課主査	山 越 大 二 君
健康福祉課主事	蜂 谷 由 朗 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 本 間 力 君

主 幹 小山内 恵 君

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前11時43分）

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は、白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例について、白老町手話言語条例についての2件であります。それぞれ担当課からの説明を行い、不明な点などの質疑を行った後、内容に対する意見等がありましたら協議を行います。

それでは、1つ目の白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例についての説明を求めます。

竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 本日は、白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例案についてご説明をさせていただきます。2012年7月にFIT制度が導入されて以降、太陽光発電設備の普及が全国的に進む一方、各地で様々なトラブルが起きていることも事実です。白老町でも多くの発電設備が導入されている中、こうしたトラブルが起きないように条例の必要性を問う声があったことから内部で検討を進め、案を作成しましたのでご説明させていただきます。この後、三上課長から説明をしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） それでは、資料の内容についてご説明をさせていただきます。まず、本条例の制定するに至った背景及び条例の目的についてですが、先ほど副町長からもありましたとおりFIT制度導入以降、再生可能エネルギー発電設備の普及が全国的に進む一方、全国各地では様々なトラブルが起きているのも事実でございます。資料1ページの一番下になりますが、本町においても昨年9月現在の経財産業省の認定件数ではございますが、太陽光発電施設が304施設、風力発電が1つで、合計305の施設が稼動しております。現在も増加している状況にありますが、このような中であって本町においても再生可能エネルギー発電事業が地域と共生できるルールづくりが求められています。このことから再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めることにより、本町における自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的に本条例を制定するものであります。

次に、条例の概要についてご説明いたします。資料2ページをお開きください。(1)、(2)につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。(3)の条例の中で用いている用語の定義でございますが、この中で特に説明をしておきたい部分が①の再生可能エネルギー発電設備についてですが、全国的にはこのような条例を制定している自治体は本年3月末現在で234条例ございます。そのうち太陽光発電のみを対象にしている条例が多い中で、本町では今後もゼロカーボンに向けた取組、再生可能エネルギー発電設備の導入が進むことを想定して太陽光発電設備のみではなく風力、水力、地熱、バイオマスを含めた再生可能エネルギー

ギー全般を対象としたところであります。

次に（４）の責務であります。白老町、事業者、土地所有者等、町民のそれぞれの責務について明記しております。その中で特に事業者の責務として災害の防止及び自然環境、景観及び生活環境への配慮、周辺関係者と良好な関係を維持するほか、発電事業期間中の適切な維持管理を明記しております。

続いて資料３ページ、（５）の設置を禁止する区域についてであります。他の自治体の条例と同様に、災害の防止、良好な自然環境、住環境の保全のために①から⑦に記載している区域については設置禁止区域としております。また、具体的な禁止区域としましては、規則で定めることとしておきまして、ヨコスト湿原及びホロホロ湿原、ポロト自然休養林、倶多楽湖周辺の３か所を規則で定めております。

（６）本条例の適用を受ける事業につきましては、発電出力が10キロワット以上の再生可能エネルギー事業に適用するものと設定をしております。住宅用の10キロワット未満のもの、屋上や屋根に設置するものにつきましては本条例の対象外としております。

具体的な手続きの内容になりますが（７）事業計画の事前協議です。町内で10キロワット以上の再生可能エネルギー事業を実施する場合は、まずその計画について町へ事前協議をしなければなりません。町は協議を受け、関係課の意見も聞きながら事業者に対し必要な指導、助言を行うこととしております。

次に（８）周辺関係者への説明についても事業者には義務付けています。事前協議の中で町より指示のあった周辺関係者。町内会ですとか事業者、土地所有者に対し、事前説明会の開催などを義務付けして周辺関係者の理解を得る努力を求めています。

次の（９）町への手続きの流れについて記載しております。①事業計画の届出では実際に設置工事に着手する60日前までに周辺関係者への周知状況を記録した書類を添えて規則で定める必要種類を提出することとしております。次の②設置の届出受理後に必要に応じて町及び事業者の二者、もしくは町内会等を含めた協定の締結を求めることができると規定しております。協定の想定としては設備及び敷地内の維持管理に関する事項、災害等で破損した場合の措置に関する事項、事業廃止後の撤去、その他措置に関する事項。あとは地域柄必要な事項等々ありますけれども、そういったことを想定しております。③、④ではそれぞれ設置工事が完了した際には速やかに届け出ること、事業廃止する場合には30日前までに書類を提出し、廃止後30日以内には必ず届出をすることを規定しております。

次に資料４ページをお開きください。（10）標識の掲示では、設置工事が完了した日から撤去するまでの間、事業区域内の公衆の見やすい場所に事業内容や事業社名、連絡先、設備の種類、規模等を表記した標識を設置することを求めています。

次に（11）維持管理に関する報告等ですが、事業者に対し事業を実施する期間中、常に発電設備及び事業区域内を安全かつ良好な状態となるよう維持管理を適切に行うよう求めています。また、発電量を含む設備の稼働状況及び保守点検等維持管理の実施状況において毎年度1回の町長への報告を求めています。

続いて(12)再生可能エネルギー発電事業の承継ですが、こういった事業はよく事業者が変わるということがあるものですから入れておりますが、事業者から相続、売買、合併又は分割により地位を継承した者は承継した日から14日以内に届け出ることを規定しております。

次に(13)町が必要であると認めるときは町への報告又は資料の提出を求めたり、職員が立ち入り調査を行ったりすることができるとしております。

(14)事業者に対し必要があると認める場合には指導、助言を行いそれに従わない場合には期間を定めて必要な措置を行うことができることとしております。それに従わない場合には、氏名、住所及び勧告の内容を公表するといった内容としております。

次に(16)施行期日ですが、町への事前協議、周辺関係者への説明に実施、着手60日前までに事業計画の届出を行うとしておりますので、工事着手前までの手続きに時間を要することから公布の日から3か月間を置き、10月1日を施行日としております。

最後に資料5ページ、(17)その他②ですが、ここで条例施工日前に設置された設備、現在稼働中の設備に関しても維持管理の報告、廃止の届出、事業継承の届出、報告の徴収等々2の部分につきましては適応するということが規定しております。現在白老町内で設備が稼働中の部分につきましても対象になりますので、そういった事業者に対しましては公布の日以降に順次事業者に対し通知をしたいと考えております。

資料6ページにつきましては、この手続きの流れを1枚にまとめたものですので、説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上になりますが、説明させていただきました内容の条例案につきまして6月会議でご提案をさせていただきたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

○議長(松田謙吾君) ただいま説明がありましたが、この件について特に確認をしておく必要のある方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番(大淵紀夫君) 8番、大淵です。17条と22条の関係ですけれども、要するに既存の住宅地の近くにある太陽光発電なのだけど、ロケーションのことはもちろん、今頃言っても仕方がないのだけど、維持管理の強制力の問題で、これは区域内となっているけれども、道路がある場合、区域から道路までの除草もきちんと実行ができるような条例にしてもらわないと住宅市街化区域の中につくっている、法律的にはだめだとならないから仕方がないのだけど、維持管理の部分で言えばここはうちの土地ではない道路地だというのではなくて、道路まできちんと周りの住民が迷惑をしないような。本当はロケーションの問題でできる前にそれはつくらないでくれと言いたいなのだけど、できてしまったらしょうがないから、そこははっきりできるような条例にさせていただきたいのです。14条の関係でいけば指導、助言だからここで強制力を持った形でできるようなものにしないと住宅地の周りにたくさんできたら本当に困るのです。私の土地では困るといったらどうにもならないでしょう。そういうことがないように、規則でも条例でもきちんとしてほしいというのが地域住民からも出ておりますのでお願いします。

○議長(松田謙吾君) 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 大淵議員のご自宅の近くにそういったところがたくさんありますので、実体験を踏まえてのご意見だと思います。当然、設置する場合には地域住民への説明会、先ほど言いましたように協定書を町と事業者だけではなくて、町内会も含めて結ぶこととしていますので、きちんと町内会の意見も取り入れて協定を結びたいと思っていますし、当然FIT売電されている事業者だと思いますので、FIT法の中では地域、市町村等で条例等をつくっている場合にはきちんと守りなさいと。守れない場合については、FITの認定を取消しますと謳っていますので、そこら辺はある程度の実行力はあるのかと思っていますので、当然地域とも話をしながら実行性のあるものにしていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。まず、この条例の名称なのですけれど、発電事業との調和と言っているのではないですか。1ページ目の説明でいくと、全国的な部分で再生可能エネルギー発電設備の規制等に関する条例と言っていて、調和と言っているのは2ページ目の定義第3条の中で太陽光に留まらず風力や地熱等も含めているので調和という位置づけをしたのかというところを確認させてください。

あと、実行性のある取組とする中で、町条例の中で建設部門とか観光部門とか関連する条例とか規則あります。その辺との横の連携も必要なのかと思うのですが、その辺はどのように押さえられて、実行性ある取組に向けていくのか。条例等の兼ね合いについてお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） まず名称ですが、当然ある程度規制する部分なので、規制条例といったところが多かったのですが、今回我々のほうでは太陽光発電だけではなくてさまざまな風力とか水力とか地熱というものを対象としておりますので、そういったものは自然の多い場所に建てられることが多くて、うちでもありましたけれども、風力発電をやろうと思ったら大滝で反対運動が起きていますので、当然再生可能エネルギーの導入というのは我々ゼロカーボンもやっていますので必要ではありますので、規制一辺倒ではなく、そこはきちんと調和した中で進めていきたいと思いますという意味合いでこういった名前にしております。ほかの課の条例等との調整に関しては、事前に協議をいただいた中で砂利の関係と同様にほかの関係する課の意見を聞きながら調整を諮っていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

それでは、ご意見等ございますか。ある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

これをもって、白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例についての協議を終了いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時04分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、白老町手話言語条例についての説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 大変お疲れのところ、お時間をいただきましてありがとうございます。今日の案件は、白老町手話言語条例についてであります。議員の皆様方もご承知のように、障害者の権利に関する条約とか、障害者基本法の中において、この手話が言語に含まれるという規定がされております。本町の第4期の白老町障害者福祉計画においても聴覚障がいのある方の生活向上のために手話の必要性を明記してございます。そういった状況を踏まえまして、このたび条例を制定して聞こえない方々の日常生活を少しでも豊かにし、安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいという趣旨を持ちながら制定に向けて取り組んでまいりました。条例の制定につきましては、これまで地域自立支援協議会にて協議を進め、当事者の皆様方からのお声、ご意見もいただきながら取り組んできたところでございます。それでは、これからこの制定についての内容を担当課長から説明させますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） それでは、白老町手話言語条例についてご説明いたします。

1、条例制定の背景でございます。平成18年になりますが、国連で障害者の権利に関する条約が採択されて、手話が言語の1つとして定義されました。また、そのことを受けまして平成23年には障害者基本法が改正されまして、手話が言語に含まれるものとして規定されました。これらの動きを受けまして、聞こえない人が暮らしやすい地域社会となるよう、地域における聞こえない人及び手話や手話通訳への理解を深かめ、地域の実情に合った手話に関する施策の推進を図ることを目的とした手話言語条例が全国各地で制定されるようになっております。

2、条例制定の目的です。言語は意思の伝達や感情の表現、知識の習得などの手段として、人の暮らしに必要不可欠なものであります。その中で、手話言語は手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、音声言語とは異なる言語です。聞こえない人は、音声言語による聞こえる人々の当たり前の中で暮らし、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられましたが、未だに聞こえない人の生活や実態を多くの人々が理解をしているとはいえない状況がございまして。このような状況を解消するために、白老町では聞こえない人の日常生活や手話言語を深く理解して地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる町を目指すため、このような条例を制定するものでございます。

（1）全国的な手話言語条例の制定状況でございます。平成25年から令和5年3月末現在における条例を制定している自治体ですが、全国の都道府県や市区町村で合計487自治体がございまして。北海道においては29の自治体が制定しております。石狩市の制定が初でありまして、胆

振管内では6自治体が制定済みでとなっております。

(2) 白老町内の聴覚障がい者の現状でございます。身体障害者手帳が交付されている方が64名おりますが、65歳以上の方が多いたことが状況となっております。そのうち、先天的に全く聞こえないという方が6名で、後天的に聴力を失った方は58名いると把握をしております。また、手話での会話が可能な方は町内に3名ほどいるという把握はできてございます。

(3) これまでの経緯でございますが、今まで議員の皆様方からも早期に条例制定を求めるご意見、質問を受けましたけれども、そのほかに先ほど冒頭でも説明しましたが、障害者福祉計画の中に令和5年度までには手話言語条例を制定することとしておりました。この流れの中で、昨年6月に第1回目の白老町地域自立支援協議会において手話言語条例を令和5年4月には制定するために事前準備を開始したところであります。その後、第2回目の自立支援協議会では北海道のろうあ連盟事務局長様や手話通訳の方にオブザーバーとしてご参加いただきまして、条例素案とほかの自治体の事例を参考にして協議をしております。第3回、第4回目につきましては、修正点をもとに協議し条例素案をまとめました。12月にはパブリックコメントを実施しております。その後、内容の整理をいたしまして、本日の全員協議会に至っておりますが、この後定例会6月会議において条例制定を上程させていただく予定でございます。

(4) 今後の取組予定ですが、聞こえない人や手話の理解を図るための町民・小中学校・町職員や企業向けの手話講座を開催する予定です。手話通訳者の派遣、国の補装具給付の対象にならない難聴児に対して補聴器の購入助成も予定しております。町民が手話に触れるきっかけづくりとして、広報などで簡単な手話を紹介することなども予定しております。

続きまして3、条例の概要ですが、条例は前文と7条立ての構成となっております。前文では、手話は、耳が聞こえない、聞こえづらい人が意思を伝え合う言葉として大切に育まれ、音声の聞き取りや発声に障がいのない人が意識せずに使用している音声言語と同様の言語として障害者の権利に関する条約や障害者基本法で位置づけられたこと、また言語である手話の使いやすい環境づくり、聞こえない人の日常生活や手話言語を深く理解して地域で支え合い、手話を使用する人も安心して暮らすことができるぬくもりのあるまちづくりを実現するため、条例を制定することを述べてございます。

第1条には目的でございます。この条例の目的を手話が言語であることを認識し、町民の皆さんに手話への理解の促進と普及を図り、手話の使いやすい環境をつくることで、手話を使用する町民があらゆる分野の活動に参加して交流することができ、地域において思いやりとぬくもりを感じながら安心して暮らすことができる地域社会を実現することを規定しています。

第2条は、基本理念です。手話への理解の促進と手話の普及は、手話が言語であることと、町民が手話により意思を伝え合う権利を有することを基本として、町民の個性や人格を尊重して行うことを規定しています。

第3条は、町の責務です。町の責務として手話への理解の促進と普及を進め、手話によるさまざまな交流が行われるよう必要な取組を推進することを規定しています。

第4条は、町の役割です。町民の役割として、自ら手話への理解と関心を深め、町の取組に

協力するよう努めることを規定しています。

第5条は、施策の策定及び推進です。目的を達成するために必要な具体的な取組方針を作成することを規定しています。取組方針は、障がい者に関する計画等との調和が取れたものであること、また施策の推進事項の作成や変更、評価をするとき等は手話を使用する町民の意見を反映させるための仕組みをつくることを規定しています。

第6条は、財政措置です。施策を推進する際に必要となる予算の措置に努めることを規定しています。

第7条は、委任です。条約の施行に関し必要なことは、町長がこの条例とは別に定めることを規定しています。

なお、施行期日は、条例の議決をいただいた後早期に、7月1日施行を予定してございます。

以上で白老町手話言語条例の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありましたが、この件について特に確認をしておく必要がある方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 手話条例は今回つくられていいなと思っております。そこは評価したいと思います。1つお伺いしたいのは、今後の取組予定の中で手話通訳者の派遣と書いているのですが、これは白老町で町民を集める会議とかいろいろ事業があると思うのですが、これから決められるかどうか分からないのですが、どういうときに派遣するとか、こういうときはないですか、そういう今後細かいところまできちんと決めていかれるのかお伺いします。それと、財政措置として施策を推進する際に必要となる予算の措置に努めるとなっておりますけれども、この条例をつくるに当たって年間どの程度の予算を想定しているのかお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 山越健康福祉課主査。

○健康福祉課主査（山越大二君） ご質問にありました手話通訳者につきましては、当事者の方、手話を言語として生活をされている方が社会参加、もちろん今おっしゃられたように研修とか講習会に参加される際には、その都度手話通訳者を派遣して、その方が生活する上で妨げにならないよう、もしくは社会に出て行く中で参加意欲をそがないように支援をしていきたいと考えております。具体的には研修とか講習会もあるのですが、日常生活において病院受診をされる際に、当事者の方からもこの条例を制定するに当たってお伺いした中では、やはり病院を受診したときにお医者様とのお話しの時間、私たちもそうですけれども限られているところがあり、筆談となるともっと時間を取ってなかなか自分の言いたいこととか思いを伝えられない場面もあると伺っておりますので、日常生活においても必要となる際には手話通訳者の方を派遣していきたいと考えております。予算措置に関してですが、それに足る金額を計上している状況でございます。具体的には、まず手話講座等を開催していく費用ですとか、今の手話通訳者の派遣にかかる費用1時間当たり幾らという計算をしております。難聴児の手帳をお持ちでない軽度、中度の難聴の障がいがあるお子さんに対する補聴器の補助費も予算計上している状況ではあります。金額はトータルで100万円くらいを想定しております。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。まず、この手話言語条例の制定については、私も3年前に議員にならせていただいてからずっと提言していたことで、本当に今実現されてうれしく思います。1点お聞きしたいのは、白老町内の聴覚障がい者64名のうち3名が手話での会話が可能ということですが、このほか町内に手話通訳者が何名いらっしゃるかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 山越健康福祉課主査。

○健康福祉課主査（山越大二君） 手話通訳者が何名くらいいらっしゃるかですが、正規に北海道ろうあ連盟に手話通訳者として登録されている方が1名いらっしゃるということと、元々連盟に加盟して手話通訳をされていた方が1名いらっしゃるかと理解しております。また、手話通訳者とは名乗らないまでも手話通訳ができる方がまだ数名いらっしゃるかと伺っております。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。全国的な手話言語条例の制定状況の中で、資料に北海道29自治体で苫小牧市も紹介されておりますが、結構苫小牧市は地域性、独自性を持って積極的な取組をされていると私も押さえております。では、白老町としてどのような運用を図っていくかがとても重要であると私は考えるのです。手話言語というのは、世界共通言語でもあるということもお聞きしております。その中でいうと、やはりウポポイがある本町でございます。実際にウポポイの飲食店等は障がい者の授産施設が運営している施設もある。すなわち何かと言うと、ウポポイは大勢で歌うという意味合いからも、一人一人尊重し合うという思いがあるものです。今後の取組予定ということで、手話通訳者の派遣があるのですが、先ほど西田議員からも質問ありましたが、これをもっとウポポイのある白老ならではの取組をすべきだと考えるのです。具体的な1つの提案としまして、ウポポイにはもちろん聞こえない人々も多く来られます。その方々に対して町内で手話通訳ができる方を派遣してアイヌ文化等も案内できることが、やはり世界に発信できるよりよいチャンスになると私は考えます。いきなりそう言われてもなかなか実現するのは難しいかもしれませんが、そういったことは旅行会社がツアーを組んできますから、町で予算を持たなくてもできる話かと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 初めての条例制定ということで、今考えているところについては先ほど課長からも説明をし、具体的な部分については主査からも説明をさせていただきました。貳又議員からのご提案含めて出されたことにつきましては、本町としてもありようから検討をする必要はあると捉えております。ウポポイの聞こえない方々の受け入れ体制がどのようなになっているのか、その辺のところもウポポイと協議する、教えていただきながら町として関わっていかなければならないことがどんなことなのか、その辺も検討を図りながら白老町としてのこの手話言語条例の内容の充実を図っていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。大塩町長は、町内の大断的な取り組み。各課を串刺しにした取組を進めていくというお話しをよくされておりますから、その中で本日補正予算が

可決されましたが、地域DMOの関係。今回商品づくりをする専門家を企業から呼ぶということですから、まさしくウポポイにオファーするということも必要ですが、これからDMOに来られる専門人材に是非ともウポポイや白老町の観光資源をフィールドとした手話通訳者が付くという体験プログラムの企画、これは町内の企画連携があればできますから、是非ともそういうことを推進していただきたいと考えます。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） ご提案については、今ここですとかしないということではなくて、十分受け止めて、ご意見は参考にさせていただきながら、実際にどう展開するべきなのか、しなければならぬのか、したほうがいいことなのか検討をさせていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。貳又議員も質問していた関連と重複するのですが、白老町は観光のまちでありますので、この条例は白老町に住まわれている手話通訳が必要な方に対する支援とか難聴児に対する補聴器の補助とかを書かれていますけれども、まず聞こえない人や理解を図るための町民、小中学校、町職員、事業向けの手話講座の開催をして広めていって、そして町外から来る観光客に対しても手話通訳として白老に来てよかったと思えるようなまちづくりを、これから5年、10年先となると思いますけれども、そういうところも少し視野に入れて取り組んでいただけたらという要望でございます。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 先ほども説明をさせていただきましたが、まずは町職員がしっかりとその意義を踏まえながら、実際的にしっかりと全てができるかどうかということは今の段階では分かりませんが、聞こえない方々への対応を含めて手話が少しでもできてコミュニケーションが図られるようにしっかりと進めてまいりたいと思います。そのことを踏まえて今ご要望いただきました町外から来る方々へのおもてなしという白老町民の姿を打ち出せるように町民の皆様方にもしっかりと講座を提供しながらそこで学んで、それは町内の人たちまた観光で来る方へのサービスとして使えるようにしたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 氏家です。1点、条例制定の目的の（2）の聴覚障がい者数ですけれども、先ほど課長が聴覚障がいを持っている方が64名いらっしゃる、多くは65歳以上の方ですとおっしゃいました。今、実際18歳未満の障がい確認された児童数は分かるのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） 先ほど障害者手帳を交付されている64名のうち65歳以上の方が多いとご説明させていただきまして、年齢的にはそれ以下の方が少ない状況ではございます。18歳以下のお子様で聴覚障がいとして交付されている方は1名となっております。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

それでは、ご意見等はございますか。ある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

これをもって白老町手話言語条例についての協議を終了いたします。

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 0時32分）